

2021年 9月 27日

オハラ樹脂工業株式会社

代表取締役 尾 原 慶 則 殿

J M I T U 愛知地方本部

執行委員長 北 村 淳
(押印略)

J M I T U 愛知支部

執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次



次回団体交渉開催について (20)

「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏より本年9月14日付「本年9月13日付『次回団体交渉開催について(19)』につきまして」と題する書面を頂きました。下記の通り抗議及び要求すると共に、速やかな団体交渉開催を重ねて強く要求致します。

記

- 1 上記書面に於いても代表取締役尾原慶則氏名ではなく、責任も権限・経験・能力もない「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏名で当労組に届いています。当労組は重ねて貴社代表者による、会社としての誠実且つ積極的なご回答を求めます。
- 2 「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏は、当労組本年9月13日付「次回団体交渉開催について(19)」で申し入れている団体交渉開催候補日当日であるにも拘わらず、団体交渉開催可否について一切回答されないばかりか「当社が初めて業務グループのアドレスを指示したのが本年7月30日であるかのように記載しています。しかしながら、当社は、本年3月15日、同月19日、22日と、複数回にわたり、貴組合からの書面を業務グループのメールアドレスに送付するよう要請し、これ以外のアドレスに送付しても拝読しないことを明確にしております。貴組合はその後他のアドレスに書面を送付していたようですが、当社が書面

を拝読していないことは、当然ご存じのはずです。」と、これまで回答しなかったことの正当化を試みておられます。しかし、上記3通の書面はいずれも「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏名のものであり、代表取締役である尾原慶則氏名ではないところから会社の正式なご回答またはご要請ではないと考え、その後も、貴社への書面等については代表取締役である尾原慶則氏宛送付させて頂いており、現在も、足下をすくわれることのないよう、尾原慶則社長と伊東雅弘氏が窓口と称する「業務Gr.」宛に送らせて頂いている次第です。

- 3 上記書面によれば「真に団体交渉を望むなら、貴組合が望まれる具体的な要求と、それに対する貴組合の妥協の用意を示されるべきと解されますが、本件書面を拝見してもこれらが示されず、真に団体交渉を求める態度とはとても解されないことを申し上げます」と述べておられますが、具体的な要求内容は、当労組本年9月6日付「次回団体交渉開催について（18）」で極めて具体的にご説明申し上げております。

また、当労組の要求に対する「妥協の用意を示され」ず、「真に団体交渉を求める態度とはとても解されない」との記載は、到底交渉に臨む態度とは言い難く、当労組の主体性を正面から踏みにじろうとする不遜且つ横暴な主張であり、当労組が「能力もない」と、申し上げる所以でもあります。強く抗議するとともに謝罪を要求致します。

- 4 「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏は、これまでも繰り返し団体交渉について、理由も示されないで、「当社としては、交渉の条件は、傍聴なし、録画なし、交渉担当者人数は前回程度、社外の会議室にて、2時間程度といたします」と、一方的に条件を付して団交拒否の口実にしようとされています。また、同氏によれば、「多数の内容不明確な要求」及び「非現実的、非合理的な申し入れ」（貴社本年9月10日付「本年9月6日付『次回団体交渉開催について（18）』につきまして」と題する書面）が、恰も、団体交渉開催の妨げであるかのように記載しておられますが、「多数の内容不明確な要求」とは何をさしておられるのか。また、「非現実的、非合理的な申し入れ」とは、「各議題が解決に至るまで」を指しての表現と思われるところ、真に誠実且つ相互にリスペクトを心掛けて臨まれるなら、さほど多くの時間を要することもないと考えますが、これを「非合理的」と決めつけられる根拠を、それぞれお示し下さい。

- 5 上記及び団体交渉開催についてのご回答を、本年10月1日（金）17時30分までに当労組分会宛為されるよう求めます。

以 上